平成２１年（フ）第８３７０号
大阪市住吉区住吉１丁目９番25号
債務者　杉本　裕敬
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４３６号
大阪府枚方市香里園町５番３―202号
債務者　久米　正義
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４９９号
大阪府吹田市千里山竹園１丁目17番13号
債務者　長島美惠子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５０６号
大阪府交野市梅が枝19番110号
債務者　石井工業所こと　石井　孝二
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５０７号
大阪市中央区谷町３丁目１番24―1006号、前住所奈良県大和高田市日之出西本町１番16号
債務者　篠原　良人
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５３９号
大阪府高槻市北柳川町３番１―512号
債務者　大塚　一徳
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７４０号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　森本　良一
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７８１号
大阪市西成区山王３丁目５番５―502号
債務者　菅　　浩美
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８６３号
大阪市港区築港１丁目14番14号　天保山ハーバービュー３Ｂ号
債務者　髙橋　由美
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９２６号
大阪府寝屋川市打上元町34番９号
債務者　石橋　孝雄
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９８１号
大阪府豊中市北緑丘１丁目２番６―1106号
債務者　込山　秀明
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０２１号
大阪市港区三先２丁目20番59号
債務者　西川千鶴子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０３３号
大阪市福島区大開２丁目５番24号　ビューパレー１番館702号
債務者　大川佐矢果
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０５９号
大阪市鶴見区鶴見５丁目９番５―813号
債務者　眞下　　実
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０６０号
大阪市鶴見区鶴見５丁目９番５―813号
債務者　眞下　一美
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０７３号
大阪府四條畷市大字砂333番地の７
債務者　下簗富美子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１１４号
大阪府東大阪市西堤楠町３丁目９番23号
債務者　西村　長平
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１４２号
大阪市此花区高見１丁目３番36―1008号
債務者　古池　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部